

鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民がプロスポーツ等に自主的に携わる活動に対して助成することで、県民自らの取組の活発化を促し、もって地域の元気づくりが推進されることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地域社会振興部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、補助金の交付決定は、本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して原則として20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業計画（報告）書

区分	内容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 事業内容 (事業結果)	(実施予定日、開催場所、事業概要、対象者、参加人数などを記載してください。) ※事業内容について、プロスポーツチーム等から事前に承諾を得ること。
4. 事業後の展望	(一過性の事業とならないよう、県民活動の輪を広げるための今後の取組を記載してください。)

注1 以下の書類も提出してください。

(添付書類)

- ①団体規約（規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類）、構成員名簿、年間事業計画書、事業年度予算書など
- ②事業内容に関するもの（チラシなど）

担当者連絡先

住所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話： E-mail：	ファクシミリ：	

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業収支予算（決算）書

収入の部		(単位：円)
区 分	予算(決算)額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費		
その他の収入		
合 計		

支出の部		(単位：円)
区 分	予算(決算)額	積算内訳
合 計		

※他の補助金の活用の有無（有・無）

- ・他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
- ・「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様

職 氏 名

印

○○年度鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当所属 電話 ）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金交付要綱第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

○○年度鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業仕入控除税額
確定報告書

鳥取県プロスポーツチーム等への県民活動応援モデル事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

(平成 年 月 日付第 · · · · 号による通知額)

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3-2>0の場合）

$$(3-2) \times \frac{1 \text{ の } (1)}{1 \text{ の } (2)} \text{ 金 } \text{ 円}$$

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費	6 補助要件
プロスポーツチーム等支援事業 鳥取県に本拠地を置くプロスポーツチーム等（注）を子どもから高齢者まで多くの県民が身近なものと感じることで、試合会場に足を運び、もって県民運動の輪が広がることを目指し、スポンサー や サポーターなどが主体となって取組む、ピッチやステージで県民が選手と触れ合える企画等に要する経費	県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（地域住民組織、学生団体、スポーツクラブ等） ※本補助金以外の鳥取県の規則に基づく補助金、交付金を当該事業のために受け入れている団体を除く。	10/10	50万円	補助事業を実施するために必要と県が認める経費。ただし、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費を除く。 ※交付決定に当たっては、静止画の撮影及び動画の制作等により活動実績の記録に努め、情報発信のための県による当該記録の使用を承諾することを条件とする。	プロスポーツチーム等から事業の実施について事前に承諾を得ていること

（注）プロスポーツチーム等とは、Jリーグ（サッカー）やSJリーグ（バドミントン）等の国内のトップリーグに所属するチームをいう。